

暮らし向上スマートエネルギー導入補助金 Q&A

問1 補助金の申請はいつすればいいか。

○補助対象設備の設置工事等が完了してからの申請となります。事前申請は不要です。

問2 補助金の申請に期限はあるか。

○補助対象機設備の設置完了日から3か月以内に環境企画課まで申請してください。

問3 設置完了日はいつを基準とするか。

○補助対象設備の工事完了日を設置完了日としております。保証書のお買い上げ日などで確認します。

新築や建売住宅を購入された場合は、引き渡し日＝設置完了日とすることもできます。その場合、引き渡し日を確認できる書類（ハウスメーカー、販売店が発行したもの。様式は任意）を合わせて提出してください。

○太陽光発電システムの場合は電力受給開始日、電気自動車等の場合は車両の初度登録日を設置完了日としております。

問4 申請書類はどのように提出すればいいか。

○環境企画課の窓口へ持参または環境企画課宛に郵送での提出をお願いします。

問5 国や県の補助金と併用することはできるか。

○併用は可能です。ただし国や県の補助金が他の補助金制度との併用に制限を設けている場合がありますので、ご注意ください。国の補助金において「国費が充当されたほかの補助金との併用は行わないこと。」という要件がありますが、当補助金には国費は充当されておられません。

○同一の補助対象設備について、本市で実施している補助金との併用はできません。

例：四季が丘団地助成金の太陽光発電システムへの補助金との併用。

問6 補助金の申請は何度でもできるか。

○補助金の申請は同一の住宅(電気自動車等においては同一の世帯)について補助対象設備ごとに1回限りとなります。各補助対象設備について、過去に本市から同種の補助金の交付決定を受けていた場合は対象となりません。

問7 事業所に補助対象設備を設置したのですが補助金の申請はできるか。

○本補助金は個人住宅を対象としておりますので、事業所に設置されたものについての申請は受け付けておりません。法人からの申請も受け付けておりません。

問8 補助対象設備をリースで導入したのですが、対象となるか。

○リースの場合は対象となりません。申請者の自己所有のみが対象です。

問 9 補助対象設備の購入や施工を市内業者にするなど制限があるか。

○業者の制限はありません。

問 10 会社で使うために電気自動車を購入しました。補助の対象となるか。

○会社などで使用するために購入した電気自動車は補助の対象にはなりません。自動車検査証の用途に「乗用」、自家用・事業用の別に「自家用」と記載があるものが対象となります。

問 11 補助対象経費とはどのようなものか。

○補助対象経費は、補助対象設備の本体及び付属設備の購入費、設置工事費の合計額となります。これらに該当しない経費は補助の対象外です。

補助対象経費とならないものの主な例

- ・既存設備等の撤去・処分費用
- ・補助対象設備と直接関係のない費用
（例）給湯器買い替えに伴い、浴槽や水栓の工事にかかった費用
- ・設備の保証料
- ・補助金申請代行手数料

問 12 補助対象経費は税込の金額でいいか。

○お見込みのとおりです。ただし補助対象経費について、よくわからない場合は空欄のまま提出いただくことも可能です。提出いただく工事の内訳書等を確認して、市で金額を確定します。

問 13 設備（車両）の仕様が確認できる資料の写しとはなにか。

○補助申請設備ごとに以下のとおりです。

太陽光発電設備	公称最大出力がわかる資料(カタログ、仕様書など) モジュールの設置枚数が確認できる資料(図面、保証書など)
定置型蓄電池	メーカー名、(一社)環境共創イニシアチブ(SII)の登録型番(パッケージ型番)がわかる資料(カタログ、仕様書など)
V2H 充放電設備	メーカー名、製品型番がわかるもの
燃料電池システム	
窓断熱	
高効率給湯器	交付要綱（別表 1）の要件を満たしていることが確認できる資料 （カタログ、仕様書など）
太陽熱温水器	
電気自動車等	補助対象車両のカタログの写し

問 14 太陽光発電システムの必要書類である電力会社との電力需給契約書の写しが発行されるまで時間がかかるが、ほかに代用できる書類はないか。

○電力会社から発行される「系統連系に係る契約のご案内」で申請いただくことも可能です。

問１５ 定置型蓄電池の必要書類である「電力会社との電力需給契約書の写し」とは何か。

○定置型蓄電池の要件として「新設又は既存の太陽光発電システムと連携する」としており、蓄電池の設置場所に太陽光発電システムが所在するかを確認するための資料となります。所在地の記載がある太陽光発電システムの保証書で申請いただくことも可能です。

問１６ 窓断熱工事をした場合、未使用であることを証明できる資料はなにがあるか。

○出荷証明書を添付してください。ただしメーカーが発行したものに限りです。

問１７ 市外から転入した場合、住民票、納税証明書はどういったものを提出すればいいか。

○住民票については、井原市に転入の手続きをした後に、前住所地が記載された住民票（世帯全員が記載されたもの）を取得して提出してください。

○納税証明書については、住民票に記載された前住所地の自治体で滞納が無いことの証明書（名称は自治体によって異なります）を世帯全員分、提出してください。ただし、学生や幼児のような収入がなく課税がない人は除きます。

問１８ 設備の設置状況を示す写真は取り替え工事の場合、工事前の写真も必要か。

○「窓断熱」については、既存の窓を取り換えることを補助の要件としているため、工事前の写真も添付してください。その他の設備の申請については、工事後の写真を添付してください。

問１９ 新築(建売)住宅やリフォーム工事を行い、太陽光発電、蓄電池、高効率給湯器を導入したが、個別に領収書は発行されない。どのようにしたらいいか。

○補助対象設備の金額が含まれた領収書を提出してください。補助対象以外の金額が含まれている領収書で問題ありません。その際は、提出する領収書の写しに「太陽光発電設備の補助対象経費の〇〇円を含む」と記載をお願いいたします。

○領収書が発行されない場合、金融機関を通じて振り込みをした際の振込受付書（ＡＴＭから振り込んだ場合は、ご利用明細票）など申請者が工事業者に振り込んだことがわかるものをご提出ください。

上記はよくある質問となります。ご不明な点につきましては、環境企画課までお問い合わせをお願いいたします。